

公立大学法人神戸市看護大学学生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。
2014年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第25号

公立大学法人神戸市看護大学学生委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学学生委員会規程（2019年4月1日規程第24号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学の学部及び大学院に係る学生生活並びに障害(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)のある学生への円滑な修学支援及び就労支援(以下「修学等支援」という。)について調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会</u>の下に公立大学法人神戸市看護大学学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) <u>教学・学生支援担当理事</u></p> <p>(2) <u>学長が指名する教員</u></p> <p>(3) <u>総務・施設担当理事が指名する職員(前号の教員を除く。)</u></p> <p>_____</p> <p>第2条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p>	<p><u>学長</u></p> <p><u>学部長</u></p> <p><u>研究科長</u></p> <p><u>学長が指名する教員</u></p> <p>(4) <u>事務局長が指名する職員(前号の教員を除く。)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>